

会 議 の 経 過

委 員 長（高坂 茂君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ここで、本日の予算特別委員会前に、総務課長から昨日の母良田委員の質問について発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

きのうの母良田委員の質問にお答えいたします。

まず、町内の消火栓と防火水槽の数でございますけれども、現在、消火栓は288基、防火水槽は105基でございます。

次に、狭い道路を把握しているかということですが、署に確認したところ、日々、走行訓練や地図上で確認しており、町内全域において把握しているとのことでした。

次に、消火栓の設置につきましては、事務組合から設置要望を受けております。設置の際は、その内容や地元の要望も勘案し、六戸消防署と協議し、年次計画で整備していることとしております。

きのうは資料がなく、回答できず、申しわけございませんでした。

以上です。

委 員 長（高坂 茂君）

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、本日の予算特別委員会を開きます。

開議（午前 9時59分）

委 員 長（高坂 茂君）

六戸町議会委員会条例第18条の規定により、出席要求をした者及び委任による出席者の氏

名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

審査に入る前に、委員及び理事者側の皆様をお願いいたします。

質疑は、予算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示し、簡潔にお願いします。また、答弁も簡潔をお願いいたします。

これより各特別会計予算の審査に入ります。

最初に、議案第24号 平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

早速でございますけれども、議案第24号 平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

配付議案書の99ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,259万5,000円と定めるものであり、前年度比5,097万6,000円、率にして3.3%の減額計上であります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

第2条、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書107ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税に、項の計で3億4,203万3,000円を計上。前年度比0.7%、246万9,000円の減であります。

108ページをお開きください。

4款国庫支出金、1項国庫負担金に、療養給付費等負担金ほか、項の計で2億5,328万5,000円を計上。前年度比1.3%、332万3,000円の減であります。

109ページをお願いします。

同じく2項国庫補助金に、財政調整交付金ほか、項の計で6,485万6,000円を計上。前年

度比33.2%、1,619万2,000円の増であります。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金は、退職者医療給付費分として3,175万6,000円を計上。前年度比41.0%、2,204万6,000円の減であります。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金に2億3,673万1,000円を計上いたしました。

7款県支出金、1項県負担金に、高額医療費共同事業負担金及び、次の110ページになりますが、特定健康診査等負担金として、項の計で1,177万5,000円を計上いたしました。

同じく2項県補助金に、財政調整交付金のほか、項の計で6,824万9,000円を計上いたしました。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金に、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金として、項の計で3億6,579万6,000円を計上、前年度比5.9%、2,282万9,000円の減であります。

111ページをお願いします。

10款繰入金、1項他会計繰入金に、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金として1億1,527万1,000円を計上。前年度比13.6%、1,810万3,000円の減であります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

115ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費に、人件費や県国民健康保険団体連合会負担金など、項の計で2,638万7,000円を計上いたしました。前年度に比べ、724万1,000円の増となっております。主に、国保事業の県への広域化に伴うシステム改修費となっております。

116ページをお開きください。

同じく2項徴税費に、賦課徴収事務経費など、項の計で881万円を計上いたしました。

同じく3項運営協議会費は、前年度同額の16万5,000円を計上いたしました。

2款保険給付費、1項療養諸費に、一般・退職被保険者等の療養給付費など、次の117ページになりますが、項の計で7億1,730万2,000円を計上いたしました。前年度比3.9%、2,901万4,000円の減であります。

同じく2項高額療養費に、一般・退職被保険者等の高額療養費など、次の118ページ上段になりますが、項の計で7,770万8,000円を計上。前年度比7.9%、662万4,000円の減であります。

同じく3項出産育児諸費に546万円を、同じく4項葬祭諸費に105万円をそれぞれ計上い

たしました。

119ページになります。

3項後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等に、項の計で1億7,142万8,000円を計上。前年度比8.1%、1,514万4,000円の減であります。

120ページをお願いします。

6款介護納付金、1項介護納付金に7,879万8,000円を計上。前年度比3.9%、319万8,000円の減であります。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金に、高額医療費拠出金や保険財政共同安定化事業拠出金など、次の121ページになりますが、項の計で3億8,478万5,000円を計上。前年度比1.4%、548万3,000円の減であります。

8款保健事業費は、特定健康診査や保健指導、人間ドック等に要する経費であり、1項特定健康診査等事業費に、次の122ページ上段になりますが1,551万8,000円を、同じく2項保健事業費に、項の計で170万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

123ページになります。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に、一般・退職被保険者等保険税還付金など、項の計で、124ページ上段になります、前年度同額の171万1,000円を計上いたしました。

125ページになります。

12款予備費には100万円を計上いたしました。

以上で議案第24号の説明を終わります。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、議事進行上、事項別明細書において歳入、歳出、給与明細書に区分して質疑を受けます。

最初に、歳入の質疑を受けます。

107ページから113ページまでであります。

質疑ありませんか。

河野委員。

8 番（河野 豊君）

111ページ、10款の繰入金です。一般会計繰入金のほうで、説明の欄にいろいろ書いてございますけれども、一番最後の財源補填繰入金というのがございます。これの、ちょっと内容的に何が何だか、これだと説明が不十分だと思うんですけれども、これの使い道、使途の目的、どういう内容なのかをお知らせください。

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

一般会計繰入金の内容でございますけれども、それぞれルールに基づきまして、一般会計より繰り入れさせてもらっております。

それぞれ項目がございまして、最後の財源補填繰入金というのは、要するに最終的に全ての繰り入れを終わった後に、まだ若干赤字分が、不足分が生じるということで、その補填分として一般会計より繰り入れして、歳入歳出のトータルを同額まで持つていくための繰り入れとなっております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

河野委員。

8 番（河野 豊君）

今の説明からいいますと、要は全体的な自由度の高い財源だということに理解してよろしいんですか。

（「もっと的確にしゃべって、要はこれに出すのは決まっているんだから、後の部分は総体で、支払いに足りない場合のために」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

自由度等ではなく、総体、トータルで医療費かかりますので、それに対してそれぞれ事務費、医療費支払い分等がございます。そして、そのトータルに対して、歳入に対して不足分が若干生じるという見込みの上での、一般会計からその不足分の充当となります。

8 番（河野 豊君）

ちょっと意味がわかったようなわからないような……。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今、一般会計繰入金というところに、保険基盤安定繰入金とかいろいろ書いてございます。それらは、先ほど課長が説明したとおりのものなのですが、医療費だとかいろんな支払いをやっていて、それでもこれはもう決まったもので支払いなのですが、繰り入れるんですが、そのほかに総体の、いつも医療費だとか、基金取り崩したり、いろんなものありますけれども、そうやって足りなくなるであろう金額です、これは。それは、一般会計で補填しているということで、何々に使うというんじゃなくて、国保の全体的なもので繰り出したりしているじゃないですか。そのほうの医療費だとか何かに足りなくなった場合の、今、算定上、この分足りなくなるような感じになるので、繰り入れということにしているということで、総体の財源として繰り入れるということになっているものです。上に書いてあるのは、もうこういうので定められた中で繰り入れしていますけれども、一番下は総体の医療費や何か足りなくなったりなんかすればということで、ここに組んであるということでございます。

委員長（高坂 茂君）

河野委員。

8 番（河野 豊君）

言葉を返すようで申しわけないんですけども、要はこの財源というのは、もしかするといわゆる国保の未納金が発生するかもしれない、その要は補填分として、最初から盛ってい

るのとは違いますか。

(「いや、違う」の声あり)

8 番 (河野 豊君)

まあいや、一応。

委 員 長 (高坂 茂君)

町民課長。

町民課長 (川原 徹君)

そういう趣旨ではございません。あくまでも国保事業として全体の支出の予算を組んで、歳入もそれぞれ組みますけれども、医療費の伸び等々を勘案して、総体的に見てその分を充当するという趣旨で、何かのための補填という部類のものではございません。

委 員 長 (高坂 茂君)

8 番。

8 番 (河野 豊君)

それはちょっと置いておいて、今、この国保の収納率というんですか、大体何%ぐらいですか。去年度でもいいです。

委 員 長 (高坂 茂君)

税務課長。

税務課長 (舘 泰之君)

すみません、ちょっと今、資料を持ってきていなくて申しわけないんですが、今93%程度になっております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

8番。

8番（河野 豊君）

やっぱり、きのうも私、質問させてもらったんですけども、この収納率をやっぱり上げていけないことには、どこかでやっぱり欠損金が出ますよね。そうすると、その欠損金というのは、じゃ何で穴埋めするかというと、やっぱり一般繰入金で穴埋めするしか、要はないと思うんですね。その未納金の、収納率を高めるための努力というんですか、どのような形で今現在やられているのか、お願いします。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

お答えいたします。

昨日、一般会計のほうでもちょっと触れましたが、機構のほうを利用いたしまして、国保の方もこちらのほうで難しい事案があれば機構のほうを頼んで、それで徴収を依頼しているというのを利用しながら、徴収率のほうは上げてきているというところですが、まだちょっと低いということのご指摘だと思うので、これからもまた力を入れていきたいなどは思っております。

あとは、夜間の相談ですとかは、今、随時やらせていただいております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

8番。

8番（河野 豊君）

わかりました。

最後に、この繰入金の財源補填繰入金というのが、この書き方だと要はわからないと思うんですね。何ていうんですか、わかりやすい文言がもしあるとしたら、やっぱりここはき

ちっと変えてか何かをしないと、今回私が質問しましたけれども、また今度は委員の皆さんがかわったりすると、やっぱり同じような質問が出ると思うんですね。ここは、やっぱりお互いにわかりやすいような方向でやっていただければと思います。

私の質問はこれで終わります。

委員長（高坂 茂君）

回答はいいですか。

8 番（河野 豊君）

回答はいい。

委員長（高坂 茂君）

質疑はほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を受けます。

115ページから125ページまでであります。

質疑ありませんか。

川村委員。

7 番（川村重光君）

116ページのところですけれども、納税奨励費です。納税組合に奨励金を出すと、一応この経費で報償費になるわけですが、この趣旨をちょっと最初にお聞かせ願えればと思います。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

納税貯蓄組合のほうを通しまして、納期内にまとめて皆さんのご協力をいただいて納付をいただいていると。納期内に納付もらっているの、それに対する奨励的な金額ということで、報償費のほうで支払っております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7番（川村重光君）

便宜上ということですよ、便宜上と。

本来は、皆さん正直に素早く、本来は払うべきもの、個人的にこれは全て払うべきものですよね。私が何を言いたいかといいますと、これ結局なければ、この報償費がなければお金が幾らか浮いて、保険料が下がるかもしれない、財源がどこから来ているのかわからないけれども、下がるかもしれないという可能性はありますよね。ということで、それはそれでいいんですけども、あとこの国保というのは、30年で終わりますよね、介護だったか。そのときは、これは全国的なものですよね。これは来年、再来年は残るのかなという単純な不思議があったものですから、どういう方向になるのかなと。

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

平成30年の問題ですけれども、国保事業の制度といいますか、今、市町村単位の区切りになっているところを県の広域化にするということで、全体の保険者が県になります。運営主体が県となります。ただし、今の税金の収納とか保険証の交付等は、そのまま市町村がやります、同じような仕組みです。ただ、運営主体が県になりますということだけで、国保事業はそのまま続きます。

あと、30年になりまして、保険料等の率、その率に関しても県のほうからある程度各市町村に、収納、納付金を提示されて、それは所得の水準、あと年齢水準、あとは均等割、平等

割等を加味して、それぞれの市町村に納付金を県のほうが提示して、それに基づく納付金を町が県に納めるという形の仕組みになります。税の徴収とか国保の保険証等は、そのまま残ります。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7番（川村重光君）

この事業は、やっぱり町主体の事業ですよ、各町村がやっていると思うんだけど、本来は町の、あればあってもいいし、なければなくてもいいという事業ですよ。あればあってもいいし、何とかと……

（「いやいや、国保事業……何の事業だって」の声あり）

7番（川村重光君）

そこら辺、ちょっと、必ずあるべきものなのか。

委員長（高坂 茂君）

質問者に、ちょっと主語が見出せない。納税組合についての、この事業……

7番（川村重光君）

だから、報償費ですよ。報償費は納税組合にお出ししていると、報償費として。その組合、この報償費は町での事業になるよね。それを町でやらないとなれば、やらなくてもよいということですよ。わかりますか。そこを要は今、確認したかったものですから。

委員長（高坂 茂君）

では、回答を求めます。

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

今の質問は、納税貯蓄組合の奨励金は町単独でやっている、町単独というか国保の会計の中の単独で独自にやっているものです。

あと、なきやいけないものという決まりはないので、なくなることも可能ですが、今のところ効果、先ほど言いましたが、納期内納付の効果等、徴収率がそれによって上がっている部分があるかなというところで、継続してきているところであります。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7番（川村重光君）

わかりました。

これがあるおかげで、徴収率が上がっているんだよという確かなあれですよ。そこを私はちょっと聞きたかったものですから、もし解散して、なければ大変なことになりますよということですよ。やってみないとわからないかも。これが、町でこういう経費を出しているということは、経費ですよ、なければ国保のほうは余り出さなくてもいいという考えですよ。だから、幾らでも国保税を、これが県になるからそういうことはなくなると思うんだけど、そういう経費が、さっきも言ったように、一般会計のほうから来ていますよね。ということで、その徴収率の、これがあるおかげで、今いっぱい入るんだよというのは確かだということで、わかりましたということで。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

母良田委員。

10番（母良田 昭君）

特定健診、直接健診のあれではないんですが、実は昨年、いつも行われている就業センターの前で交通事故、車の事故が1週間に2回ぐらい、私、たまたま見ることがあって、1件目は受ける方が役場の裏の駐車場に、入り口3カ所あって、1カ所目で入れない、2カ所目

で入れなくて3カ所目ということで、後ろから来た一般の車がそれをよけて、帰りの軽にぶつかって全損。2件目が、子供を乗せて、恐らく文化ホールか図書館なのかに置こうとして、検診車がとまっていて入れなくてとまったのに、後ろから追突ということで、この2件、1週間ほどで2件、たまたま見たんですが、特定健診を受ける、来ている方々の駐車場のとめ方、あるいは案内板、それから一般の方々はもちろん、六中のほうから来ればかなりのスピード、坂でもあるしということで、健診の場所を、あるいは駐車場の案内等、今後考えていったほうがいいんじゃないか、大きな人のけがにはならなかったということで幸いなんですが、今後続けるためには、その方法もひとつ考えていただいたほうがいいのかということ

委員長（高坂 茂君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

お答えいたします。

確かに今年度、特定健診の最中に交通事故がありましたので、今後、来年度に向けては、その健診時に駐車場の案内板等を立てて対応したいと思います。

健診会場については、現在の就業改善センターしかないということで、やむを得ず現在の場所で行っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書について質疑を受けます。

127ページから136ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第25号 平成29年度六戸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長(小林 章君)

それでは、議案第25号 平成29年度六戸町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案書105ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,386万9,000円と定めるものがあります。前年度と比較しますと213万7,000円、率にして0.76%の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、106ページからの第1表歳入歳出予算によるものであります。

第2条の地方債については、108ページ、第2表地方債のとおり定めるものであります。

それでは、款項の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書139ページをお開きください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金に、受益者負担金として90万3,000円を計上。

2款使用料及び手数料、1項使用料に、公共下水道使用料として2,945万円を計上いたしました。

140ページをお開きください。

4款繰入金、1項他会計繰入金に、一般会計繰入金として2億3,443万7,000円を計上。

2項基金繰入金には、下水道事業整備基金からの繰り入れとして110万円を計上いたしました。

141ページをごらんください。

7款町債は、馬淵川流域下水道事業分として1,790万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

143ページ、144ページになります。

1款事業費、1項総務管理費に、人件費・物件費等維持管理経費として5,159万8,000円を計上いたしました。

主な内容といたしましては、13節委託料にマンホールポンプ維持管理業務ほかで251万円を計上。

15節工事請負費に、マンホールふた高さ調整工事などで324万円を計上。

19節負担金補助及び交付金には、馬淵川流域下水道維持管理負担金ほかで3,175万1,000円を計上。

144ページ、27節公課費には、消費税納付金として110万円を計上いたしました。

2項建設事業費には、13節委託料に公共下水道事業計画策定業務等で297万円を計上。

15節工事請負費に、公共ます設置工事等で240万円を計上。

19節負担金補助及び交付金に、馬淵川流域下水道事業負担金として1,790万1,000円を計上いたしました。

2款公債費には、長期資金の元利償還分として、項の計で2億900万円を計上いたしました。

以上で議案第25号の説明を終わります。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

歳入及び歳出、給与費明細書、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

137ページから155ページまでであります。

杉山委員。

3 番（杉山茂夫君）

143ページ、1目一般管理費の中で、区分15の工事請負費、マンホールのふたの高さの調整の工事ということで、工事費がのっております。

実は、これ、昨年、台風の雨等の被害もありまして、一般会計のほうの法定外道路の整備の部分にもかかわるんですが、法定外道路にも下水管が走っていると。そして当然、そこには下水のふたがあって、その周りがやっぱり雨水だとかで掘られたりして、実はそういう急な坂道の部分であるところであったものですから、私のほうでも建設下水道課のほうに見てもらっていたんですけども、これは下水道のふたが、例えば流れて浮いて、そしてまたその周りをかさ上げして、そして下水のふたを守るような形でやるんでしょうけれども、そういう一時的な部分できっとこの予算というふうに組まれていると思いますが、やはり法定外道路の中で、例えばふたの部分の周りが、碎石が全部飛んじゃっていたりして、除雪だとかもこれ困るわけですね。そういった場合に、法定外道路のいわゆる整備の部分で、下水管が特に走っている、入っているところ、ふたがあるところ、こういった部分について、やっぱり碎石等ではどうしても流れてしまったりする場合に、簡易舗装的な部分とか、その辺の整備を下水道の会計だけじゃなくて、そういう一般会計の中のいわゆる道路整備の部分と関連づけながら、そのふたの保護をしていくということも必要かなと思っておりましてけれど

も、その辺について今後の方針をちょっと伺いたいなというふうに思います。

委員長（高坂 茂君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

この工事費は、舗装されている道路で、当然舗装面の浮き沈みとかありますので、それらを改修していくための工事を計上しています。

法定外については、昨年、その大雨で、杉山委員さんと一緒に、今おっしゃったところを私たちも確認しました。当然、舗装されていないところなので、周りを砕石等で同じ高さで補修するような形にしましたけれども、実はまだ舗装されていない道路とか、そういう法定外の道路にあるマンホール、まだかなりあります。それらも、現場をちょっと確認しながら、今後どういうふうな形でそれらに対応していけばいいのかは、ちょっとこれから私たちのほうも、法定外に関しては、財産管理はうちほうだけでなく企画財政というのもありますので、それらと協議しながら、対応をちょっと考えていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

3番。

3番（杉山茂夫君）

今の部分でよくわかりました。

いずれにしても、下水の部分というのは、これは町の財産なわけですよ。ところが、例えばそれがいわゆる、もしかすればそういう町道以外の部分に埋められている部分が多々あるわけですが、それはじゃ法定外道路だからといって何かの処置をしないと、どうしてもやっぱりそういうふうな下水の財産施設も壊されてくるという部分があるものですから、一体的にその辺は見ながら、法定外道路の整備もしていただければなということで質問を終わります。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

回答はいいですか。

3 番（杉山茂夫君）

いいです。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

下田委員。

6 番（下田敏美君）

139ページ、使用料ですが、2,945万6,000円ですが、現在の加入率と年間どのぐらいの加入件数があるかお聞きしたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

今、加入率ですけれども、ちょっと手元に詳しい資料はないんですけれども、下水道のほうには75.4%の加入となっています。これは27年度末でのことです。

6 番（下田敏美君）

新規加入、年間幾らあるか。

建設下水道課長（小林 章君）

ちょっと新規加入については、今現在ちょっと手元に資料がないので、後でお答えします。

委員長（高坂 茂君）

6 番。

6 番（下田敏美君）

加入率75%ということですが、まだ25%の人間が加入していないということになるわけです。やっぱり、こよなく100%を目指して行政側でもPRしていかないと、いつまでたってもやっぱり下水道の会計は好転していかないということだと思います。

それから、集落排水についても同じなんですけど、今後ともやっぱり加入率を上げるために努力してほしい。

町長、何かもし意見があれば。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

おっしゃるとおりでして、本来であれば全域が都市計画に基づいて設置をしなければならないということになっておりますが、実際のところ浄化槽等をつけていて、それを、これはうちの町に限らないんですが、法律は定まっていますが、強制的にやったという事案は発生しておりません。ですから、私どもとしては、お住まいの方々が改善したり直すときにあわせながら、その際には当然のこととして接続加入ということをしていただくことにしておりますが、なかなかその動きがどうもスムーズじゃないというあたりはあるのかもしれない。しかし地道に、おっしゃるとおりでございますので、エリアにいる方々には接続してもらうようお願いをしていきたいと。

それから、農業集落排水におきましては、基本的にはもうほぼ100%の当事者の加入があったがゆえに設置するという要素がありますので、定められた中における加入は果たされているというふうに思っています。進めなきゃならないのは当然なので、下水道の意味を理解してもらうように努めてまいりたいというふうに思います。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成29年度六戸町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第26号 平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

それでは、議案第26号 平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案書109ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,407万円と定めるものでありま

す。前年度と比較しますと1,975万円、率にして14.7%の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、110ページからの第1表歳入歳出予算によるものであります。

第2条の地方債については、112ページ、第2表地方債のとおり定めるものであります。

それでは、款項の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書159ページをお開きください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料に、排水使用料として1,266万円を計上いたしました。

160ページをお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金に、一般会計繰入金として1億1,934万8,000円を計上いたしました。

161ページをごらんください。

6款国庫支出金と7款町債につきましては、農業集落排水施設機能強化対策事業に係る国庫補助金及び下水道事業債として、それぞれに1,100万円を計上いたしました。

163ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款事業費、1項総務管理費には、金矢・七百・岡沼3地区の処理場等維持管理経費として4,787万円を計上いたしました。

主な内容といたしましては、物件費のほか、13節委託料に金矢・七百・岡沼3地区の処理場及びマンホールポンプ維持管理業務ほかで956万8,000円を計上。

15節工事請負費には、農業集落排水施設の機能強化対策工事ほかで2,291万円を計上いたしました。

164ページをお開きください。

2項建設事業費は、15節工事請負費に公共ます設置工事等で120万円を計上。

2款公債費については、長期資金の元利償還分として、項の計で1億500万円を計上いたしました。

以上で議案第26号の説明を終わります。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

歳入及び歳出、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

157ページから165ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第27号 平成29年度六戸町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第27号 平成29年度六戸町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案の113ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を14億6,905万6,000円と定めるものです。前年度比3.52%の増となりました。

第2条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

続きまして、歳入の主な項目について説明をいたします。

事項別明細書の169ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料では、65歳以上の方の負担となる第1号被保険者保険料として2億7,176万7,000円を計上いたしました。

2款サービス収入、1項介護予防給付費では、サービスプラン作成に係る介護予防サービス費として285万5,000円を計上いたしました。

3款分担金及び負担金、1項負担金では、29年度から新規に実施する介護予防・日常生活支援総合事業のミニデイサービス等の個人負担金となる介護予防費負担金として115万5,000円を計上いたしました。

170ページをお開き願います。

5款国庫支出金、1項国庫負担金に介護給付費負担金として2億4,396万7,000円を、同じく2項国庫補助金に調整交付金ほか項の計で1億2,669万7,000円を。

171ページになります。

6款支払基金交付金、1項支払基金交付金に、介護給付費交付金ほか項の計で3億8,454万7,000円を。

7款県支出金、1項県負担金に介護給付費負担金として1億8,278万7,000円を。

172ページをお開き願います。

同じく3項県補助金に、地域支援事業交付金ほか項の計で1,082万5,000円を。

9款繰入金、1項一般会計繰入金に、介護給付費繰入金ほか項の計で2億4,248万9,000円を、歳出に応じてそれぞれ定められた割合により計上いたしました。

173ページになります。

9款繰入金、2項基金繰入金に、介護保険財政調整基金繰入金として181万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

175ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費に、人件費のほか介護保険システム経費等で4,818万円を。

176ページをお開き願います。

同じく3 項介護認定審査会費に、認定調査等費ほか項の計で1,248万2,000円を。

177ページになります。

4 項計画策定委員会費に、第7 期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経費等を計画策定委員会費として366万円を計上いたしました。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費に、1 目居宅介護サービス給付費、3 目地域密着型介護サービス給付費、5 目施設介護サービス給付費ほか、項の計で、178ページになります、11億9,410万円を計上いたしました。

なお、前ページに戻りまして、1 目居宅介護サービス給付費は、ホームヘルプサービスの訪問介護やデイサービスの通所介護の給付費であり、3 目地域密着型介護サービス給付費は、グループホームの認知症対応型共同生活介護などの給付費、5 目の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームなどの給付費、9 目の居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業所のケアプラン作成費の給付費であります。

続いて、178ページ下段の2 項介護予防サービス等諸費に、1 目介護予防サービス給付費ほか、項の計で1,729万8,000円を計上いたしました。

なお、2 項の介護予防サービス等諸費は、要介護状態が軽い要支援1、2の方を対象とした給付であります。要支援1、2の方の訪問介護、通所介護の給付が、平成29年度から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されたため、前年度比較で1,467万3,000円の減額となっております。

180ページをお開き願います。

4 項高額介護サービス等費に、利用負担額が一定額を超えた場合に支払う経費を高額介護サービス費として3,117万2,000円を、5 項高額医療合算介護サービス等費に、国保などの医療保険と介護サービスの合計した自己負担額が一定額を超えた場合に支払う経費を高額医療合算介護サービス費として315万円を計上いたしました。

181ページになります。

6 項特定入所者介護サービス等費に、低所得者の入所者の方の居住費、食費の個人負担額が限度額を超えた場合に給付する経費を特定入所者介護サービス費として6,622万3,000円を計上いたしました。

182ページをお開き願います。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費に、1目介護予防・生活支援サービス事業ほかとして、183ページになりますが、項の計で3,800万5,000円を計上しました。

この事業は新規事業で、保険給付から移行する要支援1、2の方や、チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象に、従来の訪問介護や通所介護と同様のサービスに加えて、地域の実情に応じた短時間の生活援助の訪問サービスや、ミニデイサービスの通所サービスを実施するものであります。

2項一般介護予防事業費に、65歳以上の高齢者が健康を保持するための湯遊クラブ、元気アップ教室、いきいき百歳教室などの経費を、1目一般介護予防事業費として、184ページになりますが、項の計で2,221万6,000円を計上。

3項包括的支援事業・任意事業費に、2目権利擁護事業費、185ページになります、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、4目任意事業費、186ページになります、6目生活支援体制整備事業費、7目認知症施策推進事業費ほか、項の計で1,720万円を計上しました。

なお、4目の任意事業費は、在宅者の介護用品支給経費であり、6目の生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターの配置と方策を協議する協議体の設置経費であり、7目の認知症施策推進事業費は、新規事業で40歳以上の認知症が疑われる方の初期の支援を行う経費であります。

以上で議案第27号の説明を終わります。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入、歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

167ページから197ページまでであります。

質疑ありませんか。

山本委員。

11番（山本 実君）

認知症の予防事業についてお尋ねしたいんですが、今、全国的に認知症というものが取り

上げられ、時には問題化されているわけでありますけれども、当町におきましても、早急にこれに対する対応、対策というようなことは取り組んでいかなければならないということは申し上げるまでもないことだと思います。

そこでお尋ねいたしますが、新規事業になるかと思えますけれども、どのような取り組みをされていこうとしているのか、具体的にお願いします。

委員長（高坂 茂君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時01分）

再開（午前11時01分）

委員長（高坂 茂君）

休憩を閉じます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

まず、予防事業としての新規事業で、認知症初期集中支援推進事業というのがございます。この内容は、複数の専門職及びサポート医でチーム員を結成しまして、40歳以上の、通常であれば65歳以上が対象なんです。40歳以上の在宅生活で認知症が疑われる人や、認知症の人及び家族を訪問しまして、観察評価、家族の支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立した生活のサポートを平成29年度から新たに実施することとしております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

山本委員。

11 番（山本 実君）

本来は65歳以上になりますが、新たに40歳以上で、これは40歳以上が認知症であるという、それを判定というのか、それはどのようにされるわけですか。町の、この辺ちょっとわからないんですが、どのようにして手を差し伸べてやるわけですか。

委員長（高坂 茂君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

具体的なサービスの内容ですが、まず包括支援センターのほうで専門職、保健師さんとか介護福祉士、社会福祉士さんとか、あと専門職の方がいますので、それに医療関係者も加えてチームを編成しまして、40歳以上の方で認知症が疑われる方に対して相談しまして、医療機関のほうに紹介するとかというふうな、初期の支援を行うものであります。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

わかりました。

これらの疑われる方、その疑われる方の、あの人は認知症じゃないのかなと疑われる、その情報はどのようにしてとるわけですか。

委員長（高坂 茂君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時04分）

委員長（高坂 茂君）

休憩を閉じます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

その把握に、40歳以上の認知症が疑われる方の把握なんですが、介護事業所のほか、民生委員とかの方々の地域の情報をもとに、情報を収集して把握したいと思っております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

わかりました。

それこそ新しい事業、認知症におきましては、いろんな事故とか、事件とか起きているのが現状のようでありますから、これからそういうような可能性のものがさらに高くなるのではないのかなという感じはいたしております。がっちりと取り組んでいただきたいということをお願いします。

委員長（高坂 茂君）

回答はいいですか。

11 番（山本 実君）

はい。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

杉山委員。

3 番（杉山茂夫君）

元気アップポイント事業について、ちょっとお伺いしたいと思います。

私も含めて、ラジオ体操、仲間で行っている、もう2年経過しまして、去年からのポイントアップ事業で、既に何人か3,000ポイントを超えたりして、いやどうしようかという話の中から、実はこの間も小学校でソフトボールで全国大会に行くとか、いろいろ活躍しているから、じゃ、町内小・中学校活動応援金というのにしようかなということで、実はその元気アップポイント事業は商品券か、あるいは応援金という形になっているんですが、その応援金の仕方が、新年度、今、きっとそういった、きのうなんかの話で百何十人ぐらいの、いわゆる3,000ポイントを超える方の予定が出ていましたけれども、そういう方たちが例えば選ぶ場合に、例えばどここの学校に応援したいとか、あるいはそういう特定の部分でそういうふうに手続きするものなのか、それとも応援金という形で一つのストックされた部分があって、それを皆さんの中で分け合うとか、そういうのか、その辺のシステムがちょっとわからないんですが、申請の仕方と、その使われ方という部分をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問の元気アップポイント事業の申請と使われ方についてなんですが、ポイントを交換する場合は、交換の申請書を提出していただきます。その際に、商品券と交換するか、もしくは学校応援金とするかということを選択していただきます。

それで、学校応援金を選択する場合は、どこの学校に応援金を差上げるかというふうな指定をしていただきますので、自分の希望する学校のほうに応援金が支払われることとなります。

以上です。

3 番（杉山茂夫君）

はい、よろしいです。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

1 番、長根委員。

1 番（長根一男君）

この中で、湯遊クラブの自動車借上料等計上、184ページの地域支援事業費の中で、14節、聞くとところによりますと、うちのおばあさんも湯遊クラブに歩いていて、何か今、町民バスを利用して歩くようにという指導、指導というか決められているという話がありましたけれども、ここであの自動車の借上料を計上しているのは違う方向で使うのかなと、ちょっとお聞きしたいと思います。

委 員 長（高坂 茂君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問の湯遊クラブの自動車借上料の件についてですが、現在できるだけ町民バスを利用して、湯遊クラブのほうに参加してもらっているところであります。しかしながら、帰りの便が町民バスがないものですから、帰りの分等について借上料の予算を計上しております。

あと、町のバスも、町民バスでないバスも利用しているんですが、それらが利用できない場合の緊急時のための借上料も含まれております。

以上です。

1 番（長根一男君）

わかりました。

委 員 長（高坂 茂君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

母良田委員。

10 番（母良田 昭君）

186ページ、物忘れ健診医療機器賃借料とあります。聞くところによりますと、今の15日から、要するに高齢者の免許の返納ということで、ひどい方は認知症の診断を受けるということになっておりますが、この物忘れ健診医療で、一応練習をとるかして、高齢者による車免許の返納、そういうものにも使われるのか、ちょっと伺いたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問の物忘れ健診医療の機器がその他にも使われるかということですが、事業としては物忘れ健診というふうな事業を実施しております。希望する方に来てもらって、物忘れ健診の専用のタッチパネルというふうな機械がありまして、それを借り上げてテストをするんですが、それが年間、たしか3日ぐらいの実施期間だったと思いますので、その期間を超えて実施するとなれば、予算のほうが不足となりますので、現在のところは福祉課のほうの介護保険の事業の中の物忘れ健診を希望する方を対象として考えております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

母良田委員。

10 番（母良田 昭君）

今、言いましたけれども、要するに自主返納ですよ。その対応がこれから、法規が変わっても、まだまだなかなか普及というか浸透しないと思うんですが、例えば自分で返納すると、返納というか期間が短縮されるみたいですよ、年間、要するに再度免許を更新する期間が短くなるみたいですが、それに対して町としてというか、どういう対応をして、返納を進めるというわけではないんですが、そういう対応は考えているのかどうかお聞きしたい。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ご存じのように、公共交通機関の乏しいところでございます。それぞれの介護等の関連の事業であったり、もの忘れ防止とかいろんなものを活用していただいて、できるだけ高齢であってもしっかりと運転できる形でいてくださることが、一番理想ではないのかなというふうに思っておりますので、今、差し当たり六戸として、免許返納のことを、ある意味、もう高齢になったら控えてくださいみたいなニュアンスでとらえられるような事業は考えては現在ではおりません。ただ、危険であるということがありますので、高齢者の方々によくご自身の状況を判断して運転をどうするかということは考えてくださいという安全運転上の指導という部分は怠らないでやっていかなきゃならない時代だなというふうに捉えているところでございます。

委 員 長（高坂 茂君）

よろしいですか。

ここで暫時休憩いたします。

（「採決した」の声あり）

委 員 長（高坂 茂君）

暫時休憩いたします。

10分間休憩いたします。

再開を11時25分といたします。

休憩（午前11時14分）

再開（午前11時23分）

委 員 長（高坂 茂君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長の答弁を求めます。

福祉課長（外山昌彦君）

先ほどの母良田委員の高齢者の免許の返納と物忘れ健診についてですが、この物忘れ健診という目的が、認知症の方の早期発見と早期治療ということを目的としておりますので、免許の更新がある高齢者の方にはぜひたくさん来てもらって、物忘れ健診を受けてもらって、そして判断してもらいたいと思います。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成29年度六戸町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号 平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

議案第28号 平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。配付議案の118ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,186万4,000円と定めるものであり、これは前年度比7.4%、766万円の増であります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものがあります。

まず、歳入予算の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書201ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料に、前年度比10.6%増の6,074万4,000円を計上いたしました。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金に、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として、項の計で前年度比3.8%増の5,056万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

203ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費に、人件費等として前年度比11.1%増の1,144万4,000円を計上いたしました。

うち13節委託料につきまして85万6,000円で、前年度比237万2,000円の減となっておりますが、これはシステムのクラウド化に伴い、システム保守料が企画財政課一括管理になっていることによります。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金に、県後期高齢者医療広域連合負担金として、

前年度比7.0%増の9,986万5,000円を計上いたしました。

以上で議案第28号の説明を終わります。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、歳入、歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

199ページから212ページまでであります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可

決いたしました。

次に、議案第29号 平成29年度六戸町霊園事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

議案第29号 平成29年度六戸町霊園事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

配付議案の121ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ936万7,000円と定めるものであり、これは前年度比1.3%、11万6,000円の増であります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書215ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料に、霊園使用料として64万円を計上いたしました。内訳としては、霊園使用料は46万円、霊園管理料は18万円となっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金には868万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

216ページをごらんください。

1款事業費、1項総務管理費に、霊園管理経費として936万7,000円を計上いたしました。

以上で議案第29号の説明を終わります。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、歳入、歳出、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

213ページから217ページまでであります。

質疑ありませんか。

山本委員。

11番（山本 実君）

215ページの霊園使用料についてお尋ねいたします。

説明の中に霊園使用料46万円とあるわけですが、これは永代使用料のことでしょうか。

委員 長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

永代使用料として46万円、あと管理料が18万円の足して……永代使用料……

委員 長（高坂 茂君）

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

永代使用料はわかった。永代使用料とこの管理料の、具体的に説明いただきたい。

委員 長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

永代使用料は、1回支払えばいいんですけれども23万円、管理料は年間5,000円です。

以上です。

委員 長（高坂 茂君）

よろしいですか。

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

この霊園事業が始まりましたから、たしか平成20年からだと思いますが、それ相当の経費がかかっているわけでありまして、かなり一般会計からの繰り入れをいたしまして、今日を迎えているわけでありまして、この繰入金金を極力減額していかなければならないという

ことは、課長も私も考え方は同じくすると思うんですが、当初この霊園事業がスタートした経緯というようなものは、それと目的はどのように考えていらっしゃるのか、改めてお尋ねしたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

当初に、小松ヶ丘の開発計画の段階までさかのぼりますけれども、小松ヶ丘周辺に遺骨を埋めるような墓地がありませんかというご要望等がございまして、町で墓地を開発する場所を探したところ、現在の場所に建てることになりました。当時の土地の管理者は国際興業さんですけれども、国際興業さんのほうから無償で土地を譲り受け、現在の場所に要望により設置したということになっております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

そのとおりなんですが、それで地域の方々の強い要望があり、その中にはいろいろと具体的な例を挙げながら、例えば墓石をもう建設をしていると、ここまでやってやったらどうかというような意見とか、いろんな意見がございました。それで、町のほうとしましても、すぐにできるものじゃないわけですから、地域の方々の要望を取り入れながら、いろんな、こう、着手するまでは何年かの年数がかかったみたいですがけれども、今現在、何区画あって、いわゆる永代使用していない墓地が何区画あるのか、それをお知らせしてください。

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

現在、総面積分の区画数としては488ございますけれども、現在整備されている区画数は114区画になります。現在、36区画が販売されております。

委員長（高坂 茂君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

そうですね。ですから、あと488区画もまずあって、整備されているのが114区画あるわけでありまして、実際に使用している方が36しかいないということになりましたら、墓地のことですから、何と言ったらいいんでしょう、言いにくい部分もあるんですが、やはり町としましては、町民の方々の要望に基づいて建設した、それにしましてもかなりの金額がかかって整地しているわけでありまして。さらに、年間のこの繰入金を見ますと、結構な金額がまず入っている。だから何を申し上げたいかということ、永代使用の方々をふやしていくというような方法を考えていかなければならないと思うんです。

この墓地霊園の事業につきましては、毎回毎回、今のような質問が、私が話をするような質問が出ているわけでありまして、ここを具体的に考えていかなければならないと思いますが、そういうような考え方があるのか。

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

現在の霊園の販売がまだ36ということで、建設、公募、販売始めたのが平成21年6月から、今は29年、8年くらいたっております。現在の小松ヶ丘は人口が2割、あと高齢化率がまだ10%ほどの人口というふうになっております。

今後、小松ヶ丘の2割の人口ありまして、高齢化率も進むと考えられますので、それなりにニーズ等が、もうちょっと長いスパンでニーズ等が生じてくるのかなというところは一応考えておりますけれども、今回、さらに一応もっと販売促進に関して手だてをしなければいけないということで、新規に検討委員会なりを組織して、いろいろなアイデアをいただきながら、販売促進に関してアイデアをいただきながら協議していきたいなというところでござ

います。

委員長（高坂 茂君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

これは販売するのではなくて、永代使用料ですから。ですから、その辺のところを間違えれば、今のところでも間違えれば、もう角度が間違っているわけですから、別な方向に力が入らないみたいな、たったここで話をしただけにしかすぎなくなって、それが今までずっと来たと思うんです、建設当初から。その結果が、この36区画で終わってしまっているというような状況です。

ご案内のとおり、小松ヶ丘は著しく人口が増加している町でも、六戸町でもそういうような地区であるわけであります。それと墓地との整合性というような話をすると、また別なものがありますけれども、ただあのように太陽光発電が、あのパネルがずっと建設されて、恐らくあの人口というようなものはもうあとわずかでストップするでしょうね、住宅でも建設する場所がなくなっているわけでありますから。そうすると、人口の増加が望めない。しかしながら、あの建設等々を見ますと、物すごいふえている、伸びてきたわけですね。

もっと積極的に、墓地の永代使用について、あの地区を中心としながら、ただ町営墓地でありますから、小松ヶ丘に限ることはないと思います。独自のアイデアで取り組んでいただきたいなとお願いをいたします。

委員長（高坂 茂君）

回答を求めますか。

11 番（山本 実君）

その決意を。

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

前向きに、委員会等も立ち上げまして、アイデアをそれぞれ出し合いながら、前に進んでいきたいと思います。よろしくご理解のほどをよろしくお願いいたします。

委員長（高坂 茂君）

ほかに。

川村委員。

7 番（川村重光君）

今の件で関連づけてお聞きする。ずばり、これ、永代使用というのの減額というのはできるわけ。あした、そういう公共の減額という議案が出ていますけれども、そういうことは可能性はありますかということ。

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

現在、料金につきましては条例で定まっておりますので、条例で改正すれば不可能ではございませんけれども、今まで支払ってきていただいた方の関係もございますので、その辺はちょっと……

（「それはできませんって言うておけばいいんじゃないの。ぱつっと言いなさいよ、はっきりと」の声あり）

町民課長（川原 徹君）

ただ、あと、今の墓地の整備費の経費配分から、1人当たりの受益者負担金も計算して設定しておりますので、これを引き下げるのはなかなか難しいのかなと思っております。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7 番（川村重光君）

それも単純に考えましても、安くすればたくさん、それは単純な考えで、今、聞いたわけですが、わかりました。その可能性はないということですね。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 平成29年度六戸町霊園事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

議案第30号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書123ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,614万円とし、款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算とするものであります。

第2条では、地方債について定めるものであります。起債の目的、限度額、起債の方法等は、第2表地方債によります。

第3条では、一時借入金の最高額を2億円と定めるものであります。

第4条は、歳出予算の流用について、同一款内において、給料、職員手当及び共済費のみ流用をすることができるものと定めるものであります。

次に、事項別明細書221ページをお開きください。

最初に、歳入からご説明申し上げます。

1款診療収入、1項診療報酬に、外来収入・訪問看護による収入を合わせ、2億6,699万2,000円を計上しました。

2款使用料及び手数料、1項使用料に、諸検診等収入ほかで768万4,000円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、2項手数料に、診断書証明手数料等で60万円を計上。

3款県支出金、1項県補助金に、電源立地地域対策交付金ほかで4,882万5,000円を計上。

次に、222ページでございます。

4款財産収入については、科目設定であります。

5款繰入金、1項繰入金に、他会計繰入金として1億3,796万1,000円を計上。そのうち、一般会計繰入金は1億3,745万1,000円であり、内訳は職員人件費分として1億2,835万円、医師住宅償還費分として910万1,000円であります。

6款諸収入、1項雑入に7万7,000円を計上。

223ページです。

6 款諸収入、2 項病院事業未収金については、平成28年度予算では病院時の8月分、9月分の診療報酬等について歳入科目としておりましたが、平成29年度においては予算額ゼロとなります。

7 款町債、1 項町債に1,400万円を計上。これは、放射線情報システムの更新に伴い、事業債を借り入れするものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

225ページをお開きください。

1 款総務費、1 項施設管理費に、職員の給料等、委託料ほかで2億9,124万3,000円を計上。

備品購入費においては、待合室用の椅子、訪問看護用公用車他を計上しております。

228ページです。

2 款医業費、1 項医業費に、各種検査機器の保守業務に関する委託料、材料費、薬剤購入費、備品購入費等を合わせ、項の計で1億7,549万6,000円を計上いたしました。

なお、備品購入費には、放射線情報システムを更新するための費用を計上しております。

230ページです。

3 款公債費には、長期資金の元金利息を合わせ、910万1,000円を計上。

4 款病院事業未払金について、平成28年度予算では、病院時の9月末日までに発生した支払い分について、10月以降に支払うための歳出科目としておりましたが、平成29年度においては予算額ゼロであります。

5 款予備費に30万円を計上いたしました。

以上で議案第30号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算の説明を終わります。

委 員 長（高坂 茂君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、歳入、歳出、給与費明細書、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

219ページから241ページまでであります。

質疑ありませんか。

2 番、種市委員。

2 番（種市正孝君）

221ページの診療報酬、歳入のところなんです、これに先ほど今、説明あったので、訪問看護のほうも含まれるということで、来年度からになりますか、新規事業では訪問看護を始めるということなんですけれども、この間もいろいろ説明を詳しくさせていただいたんですけれども、ここ数年、2025年問題というのがあります、ご存じの方いるかわからないんですけれども、まず団塊の世代の方々がちょうど2025年に後期高齢者、75歳に突入するというので、病院数が少なくなる、病床が足りなくなるのではないかと、そういう問題がちょっとあるんですけれども、その中で注目されているのが在宅医療とか在宅看護とかというのが注目されていて、そういう観点からすると、この訪問看護というのは将来を見据えてなかなか有意義な事業なのかなという感じは、私、印象的には受けています。

それで、まず3つほど、ちょっと質問と確認なんですけれども、この間の広報ろくのへのほうでも、もう3月号で訪問看護を始めますというやつでお知らせしているみたいですし、もちろん診療所のほうでもコストなり何なり揭示はしてお知らせはしているんですけれども、まだちょっと日がないのであれなんですけれども、そういう公表した後に問い合わせとか新規とか、そういうのがあったかどうかというのがまず1つと。

あと、先日の説明のときに、現在何か往診でしたか、4名ほど何かいらっしゃるという形で、その方が4月から訪問看護のほうを利用するんじゃないかみたいな話はあったんですけれども、それはもう確定したものなのかどうかというのを、ちょっと確認が1つと。

あと、もう一つが、ちょっと私の記憶違いになるとあれなんですけれども、その事業の対象者が、結局、今の診療所に通院しているか、あるいは診療を受けているかの方がたしか対象だと思ったんですけれども、それちょっとうろ覚えなものですから、そこの確認をちょっとしてみたいと思うので、この3つ、ちょっとお願いしたいんですけれども。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

1点目の、今現在、訪問看護に関する問い合わせがあったかどうかですが、現在、電話等での問い合わせはございませんが、随時通院されている方で、特に車椅子の方とか、ご家族

がやはり付き添いでないと来られない患者さんに対して、ご家族の方に、4月から訪問看護ということを行いますので利用どうでしょうかという声かけはしております。

次の、今現在、往診4名、実際まだ往診されている方は結構いるんですが、その中でも4名ぐらいが対象になるのかなと、どうしても、何と申しますか、いろんな医療機器を、酸素とか人工呼吸器とか、いろいろな機器をつけている、往診を受けられている患者さんが4名ぐらいがもしかするとということで想定していましたが、今後往診の際にどうですかという声かけもする予定でございます。

訪問看護を受ける対象者になりますけれども、やはり今現在、当診療所で受診されている方、往診を受けている方が対象になります。ほかの病院の患者さんというのは、今のところ対象にはならないので、当診療所での患者さんになります。

委員 長（高坂 茂君）

種市委員。

2 番（種市正孝君）

声かけなされているということで、それはわかりました。

その4名、なるかなということは、今のこの時点ではまず確定はしていないということですよ。もしかしたら4月1日から始まるときに、4名全部来られるか、もしくはゼロというか、極端な話、もしかしたらゼロ人スタートで始まるという事業かもしれないということになりますよね。

やっぱり、最後の3つ目の対象者の話だったんですけども、現在通いか、診療をなされている方だけということで、それで、これ、私の話で申しわけないんですけども、私の義理の母がちょっと八戸で大きな病院で末期がんで、もう手の打ちようがないと、出ていってくださいというのはおかしいけれども退院してくださいみたいな話になって、そのときにまだ意識がちょっとあったものですから、やっぱり本人の希望で自宅にいたいと、自宅で療養したいというので、往診とか訪問看護とか受けて、最終的には自宅のほうで家族でみとったという経緯があるわけなんですけれども、そういう感じの場合ですよ、仮に。そうすると、その時点では、1回そこを退院しているから、それで一応、六戸診療所さんで、近くにあるんだからそこを利用したいとなった場合は、それはどういう手続き、流れというか、できるものなのかどうか、そういうの、これからそういう、まず自宅で亡くなりたい、自宅でみと

りたいという方が他病院であった場合、どういうふうな流れになるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

今のご質問ですが、ほかの病院の先生が主治医の場合、当病院の患者ではないので、訪問看護のサービス提供はできないんですが、そちらの病院の先生から当診療所の医師に紹介という形で患者を紹介してもらい、そういう上で当診療所の患者さんとして当診療所の先生が診療すると、そういうことになると対象になりますので。ただあくまでも、何といたしますか、六戸に住んでいても、主治医が別々だと、うちの診療所での訪問看護はできないということになりますので、その違いはございます。

委員長（高坂 茂君）

2番。

2番（種市正孝君）

わかりました。どうもありがとうございます。

ということで、そういう可能性もまず中にはこれからふえてくるという、そういう手続きさえ踏めば、まず可能だということですよ。だから、その辺のことも、やっぱりPRするのも一つの手なのかなという感じがしましたので、そのあたりもご検討願えればと思います。

以上です。いいです。

委員長（高坂 茂君）

回答はいいですか。

ほかにありませんか。

6番、下田委員。

6番（下田敏美君）

最後の質問者になるかと思えますけれども、議長からも活発な議会にするようにという檄が飛ばされておりますので、何点か質問したいと思えます。

221ページ、3、1、1、補助金ですが、新しく電源立地地域対策交付金というような項目が出てきますけれども、診療所になったから補助対象になったのかお聞きしたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

3款県支出金、1項県補助金の電源立地地域対策交付金でございますが、これは病院時代も4,800万円いただいております。これを今後も、診療所になったとしても、電源立地地域対策交付金の申請をして、歳入として考えております。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

223ページです。

ちょっと、私、決算のほう見落としたんですが、今年度未収金ゼロ、病院のほうは昨年度は3,615万2,000円の三角と、これ、病院で不納欠損か何かで落として、まだそのまま留保されているのかお聞きしたい。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

6款諸収入、2項病院事業未収金、これですが、当初予算を編成した際に、あくまでも8月と9月、このときはまだ病院でしたので、その病院の診療報酬、これ2カ月おくれで入ってきます。それを10月以降に歳入とするということで、この歳入と、ここに入れようとい

う予算を組んだんですが、実際は病院会計のうちに8月と9月の診療報酬、2カ月おくれで入ったものを病院の収入としたため、ここでの歳入がなくなったということになりますので。

未収金については、今現在、やっぱりあと5年以上未納の方あります。大体184万円程度ございます。これは、診療所において引き継いで、回収に努めたいと考えております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

過去3年間の1日当たりの往診の人数をお聞きしたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

ちょっと1日当たりとなると、最新でよろしければ。

今、往診は月2回行っております。第1木曜日、第3木曜日に往診ということで時間を設けて、医師と看護師が出ています。今現在、往診を受けている方が6名ぐらいになり……ちょっとお待ちください。

委員長（高坂 茂君）

暫時休憩いたします。

診療所事務長（吉田史明君）

大丈夫です。

委員長（高坂 茂君）

休憩を閉じます。

診療所事務長（吉田史明君）

4名、これは2月の状態ですが、4名います。その4名の方に対して、第1週目の木曜日は2人の方で、第3週目は残りの2人の方とかという形で、日程を決めて訪問していますので、随時予定を組んだ上での往診をしております。

26年度ですが、1年間で18名です。27年度は1年間で17名、28年度ですが、2月末日現在で11名の方が往診という形で対応しております。ただし、月によって減ったりとか、例えばお亡くなりになられたとか、状況によって病院へ入院されて往診がなくなったとかという増減はございます。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

それから、訪問看護をするということですが、訪問看護をするのであれば、やっぱり目に訪問看護費と、私はとるべきだと思うんですが、財政課長はどう思いますか。

委員長（高坂 茂君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

ちょっと深くは考えていませんでしたが、とることは可能ですが、今回はとらない予算書ということで一応作成いたしました。

以上でございます。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

じゃ、事務長に伺います。目をとるべきだと思うんだけど、事務長さん。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

予算の歳入の1款診療収入、1項診療報酬、1目診療報酬ということで、あくまでも訪問看護を行った場合の診療報酬としての収入になりますので、1目診療報酬に含めた形としております。歳出……すみません、勘違いしました。歳出……

（「歳出は目をとるべきだ」の声あり）

診療所事務長（吉田史明君）

それについては、ちょっと29年度、実際行ってみて、区分したほうがいいのかということになれば、訪問看護での目設定も考えたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

ただいまの件ですが、訪問看護をやっている他の市町村との予算書等もちょうと検討しながら検討したいと思います。

ただ、29年度の予算については、このままいかせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

やっぱり、今年度はこのままの予算でしようがないと思うんですけども、やっぱり事業をはっきりやるということですので、予算上も訪問看護費としてはっきりとって区分したほ

うが、私はやりやすいんでないかなと、そう思います。

次に、私は事務方のトップである副町長からお伺いしたいと思います。これまで病院から診療所に移行するに当たって、相当の苦労があったと思いますけれども、敬意を表したいと思います。ミスター診療所と言ってもいいくらいの、精通していると思いますけれども、今、訪問看護をするに当たって、正しい判断かどうかお伺いしたいと思います。私は、この会計を見れば、診療報酬に2億2,000万円、4億幾らかかるうちの2億2,000万円、診療報酬、あれですよ、金額が。やっぱり原因は、私は看護師余りの現象じゃないかなと、私なりにですよ、そう考えています。であれば、やっぱり看護師余りの現象をなくすのであれば、町長部局へ出向させて、また手助け、例えば看護師の手伝いするとか、包括センターの支援をするとか、チームを組んで、そのほうが私は病院会計としてはすっきりするんじゃないかなと。会計を見れば、半分いくかいかない、診療報酬が。だから会計だけ見ると危機的な状況なんです。ですから、やっぱりそれを検討してみる必要が今もこの訪問介護で、私は正しい判断だったのか、そこを。

委員長（高坂 茂君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

平成28年の10月から町立病院から診療所と、こういうふうな経緯をたどったわけですが、何はともあれ、とにかくお医者さんを確保できなかったと、そのことが最大の原因でありまして、町民の皆様には大変なご不便をおかけしたと思いますし、ご不満もまだいっぱいあるんだと思います。だけれども、その診療をつかさどるお医者さんが、やはり2人での入院の取り扱いは非常に体力的にも無理がある、そういうことから、どうしても入院を継続できない状況になってしまった、そのことの原因はお医者さんの確保ができなかったということに尽きるわけですが、そういうことを踏まえて診療所化、10月1日からいたしました。町民の皆様には、本当に大丈夫なのというふうな声もお聞きしましたがけれども、何とか10月以降、ここまでやってこられたのは、病院の先生方、あるいは看護師さん、事務長初め職員の方々が一生懸命頑張ってくれたおかげだと思っています。

ただいまのご質問の件ですが、どうしても看護師余りの状況じゃないのと、そういうふうなご意見でございますが、病院から看護師さんを削減してございます。平成29年度には、包

括支援センターのほうに人員も応援するという形で予定したいなど、そういうふうを考えておりますし、あるいは今、病院から診療所になったことによって、やはりもっと病院で勤務したいという看護師さんもいらっしゃるということで、先般、1人の方がおやめになりました。

診療所としては、おっしゃるとおり非常に看護師さんが多い状態でのスタート、ただ訪問看護をスタートさせるという時点では、今現在15名プラス1名の嘱託、16名の病院時代は看護師さんの体制でございましたけれども、それが今、29年度の予定としては診療所で13名の看護師の予定として、訪問看護と外来対応で実施していきたいなど、そういうふうを考えているところでございます。

おっしゃるとおり、ご質問のとおり、病院会計のときにも、この電源立地交付金及び一般会計からの繰り入れで、約1億8,000万円ぐらいの病院会計で一般会計から出しております。電源立地交付金は一般会計通りませんけれども、真っすぐ交付金として病院のほうに行くんですが、今、診療所になって、これは明らかにこういうふうに出てきたんですが、病院会計のときと同じ額が、ほとんど同じぐらいの額が診療所になっても今かかっていると、かかると、これは私、前の全員協議会でも、診療所になったから経費がすぐ節約できるとはなかなかいきませんよと、これを診療所に見合った体制にするためには、ある時間が必要だろうと、徐々にスリム化して行って、きちんと身の丈に応じた経営ができるようになるのではないかなど、あるいは、そういう方向を今後とも目指していきたいなど、そういうふうを考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

職員に関する事項を見ますと、現在も医師が2名、技師、医療技術員が5名、それから看護師が13名と言ったんですが、事務職員3名、合計23名の職員がいるんですが、診療所として最低限必要な人数は幾らですか。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

4月1日以降、訪問看護を行うに当たっての職員の体制ということで、医師は2名、これは引き続き2名でございます。あと技師、薬剤師、放射線技師、検査技師、この技師に関しては5名の人数になります。看護師については13名、これをもって24時間訪問看護を行い、外来、そして往診という対応をする予定でございます。あと、嘱託の看護師、今現在1名おりますが、4月1日以降は嘱託看護師は不在となります。なので、13名の看護師が4月1日以降、業務対応となる予定でございます。

また、先ほど副町長からもお話がありましたが、4月1日以降でございますが、日勤、日中の勤務として看護師10名になります、13名中10名。この主な内容は、外来対応で4名、第1外来、第2外来ということで、医師2人おりますので、それぞれに2名ずつの配置。あと、検査業務への対応ということで2名、あと訪問看護の対応職員ということで2名、あと総合対応ということで1名、これは総看護師長が総合的な対応をするということになります。

そして最後に、29年度から包括支援センターで行う介護予防、これに、1日ではないんですが時間設けて、ほぼ毎日とっていいと思いますが、その事業に合わせて看護師が1名手伝いに行く予定というか計画をしております。

なので、4月1日以降、日勤の看護師は10名、ただし夜勤の入り明け、そして休みという看護師もおりますので、それぞれ1名、1名、1名とし、計13名の体制が最低限必要人数と考えております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

わかりました。

全員協の資料を見ると、ホームページを見ると、訪問看護、小さい事業所は、小さい病院は、まず採算がとれないと書いています、はっきりと。ですから、今聞いたら、往診月4名。副町長、どうですか、これ4名、私は往診が基本だと思うんですよ。今、往診を基本にして、この訪問看護をスタートしていくと思うんですが、月4名で開店休業、言葉は悪いんですが、

そういう状況にならないですか。副町長にお伺いいたします。

委員長（高坂 茂君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

多分、平成29年度4月から訪問看護事業を開始して、対象者が今想定しているのが4名程度、こういう中ではなかなか採算ベースには乗るのが大変ですよねというお医者さんの意見はいっぱいいただいております。したがって、4人では採算ベースに乗らないわけですから、それを順次往診の対象者をふやして行って、先ほども申し上げましたように、みとりも含めて、他の病院から在宅療養したいとか、そういう人に来ていただいて、紹介していただいて、在宅訪問看護、みとりまでできればなど、そういうふうに将来的には思っておるんですが、なかなかみとりまでやるということになりますと、みとりを本当は診療所でできるようにということで、お医者さんとも何度かかけ合いました。みとりといいますと、短期の入院という、もちろん食事を提供しない入院ですね、点滴だとか、もうほとんど末期の方はご飯とかそういうふうなものは食べられないという状況の中で、そういうみとりを入院として扱うことができないのかというふうなことも、いろいろお医者さんも含めてお話ししましたがけれども、まだ今の時点では、当面訪問看護をスタートさせようと、24時間訪問看護をスタートさせた上で、なお余力があったらそういうふうなものに取り組んでいきたいなというのは、看護師さん、それから一部の先生、病院の事務の方々のご意見としてしっかり受けとめてはおります。ただ、なかなか経営的には難しいと、そういうふうには思います。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

町長にお伺いしたいと思います。

将来的に、やっぱり看護師をあっちへ出向させて、予防運動に力を入れていくという考えは町長ないですか。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

いろいろ具体的な部分を語れば、それも一つの手段というふうに思いますが、医師が3名と2名では、今、副町長からあったみたいに相当違います。医師の確保のためにお話をしたり、会ってみたりしたわけですが、六戸の病院の、これは言葉には余りしたくないんでありますけれども、まず他のお医者さんから見ると、医療機関はわかるが、どうしていくんだらうかというようなのがありました。やはり、お医者さんである以上、地域医療ですか、自分たちで考えているものってありますので、六戸にはやっぱり地域の医療機関としての特徴づけが薄いというふうに捉えられているんだなというふうに感じましたので、私どもとしては、この時代に合わせて訪問看護ということ、まず大変な中であっても実施して、そしてその流れの中でみとりの、今、お話にもありましたが、3名になりますと、今の2名体制とは違ったことを考えていけます。そうなりますと、看護師ですとかそういう方々がいてくれなければならないという状況にもなり得ていく可能性があります。

それから、今までだと待ちの構えみたいな感じだったんですが、このように出向いていくということになれば、そのお話の中において外来的な意味合いも若干、町立病院を身近な地元の主治医、町民の主治医的な意味合いで来てくださる方々も、訪問看護ですとかいろんな事業を行っているということによって、おいでになられる方々もふえてくださればありがたいなというふうに思っておりますので、現状の中においては、適当な人的な配置、いろんなものがこうなのかと言え、私は完全にこれは合わないものというふうに思っております。

それから、役所がやっているものには、かなりその要素がありまして、私の個人的立場で公を見させていただくと、そういう要素は山ほどあるのではないのかなというふうに思っています。これが公立にかかわる病院でないのであれば、判断は極めて楽だなというふうに思いますが、やはり六戸の町民の医療に対する医療機関というベースを維持すること、そしてそれを町民が、主治医的な意味合いの中で、もっと身近なものとして捉えてくれるように、やはり私ども公としては努力すべきものではないのかなというふうに捉えておりますので、まずは診療所、そして訪問看護、それからその流れの中であって、先ほど言いましたお医者さん、もう1名、実はどうしても欲しいんです。そのことに努力しながら、六戸の診療所の流れ、医療機関の流れという部分を、町民とのタイアップの部分を検証しながら、いましば

らく頑張ってみたいなというふうに思っておりますので、差し引き的な見方をするならば、おっしゃるとおりで絶対に合うものではないと、逆になぜという、民間であったらなぜこういう形でやるんだぐらいの代物になるのかなというふうには重々理解した上で行っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

資料を見ますと、1日平均、外来患者が67.1人、医師1人当たり33.5人ということになるわけですが、1人当たりの医師、患者は多いか少ないかは私は判断できないですが、十和田のある病院は、1人の医者で400人から500人診ている医者もあるんですね。この原因は、差は何かなと思って、外野からこう見ると、やっぱりその病院に行くと安らぐという患者の言葉を聞きました。ですから、やっぱり患者を、副町長、副町長は事務方のトップとして患者をふやす、これも一つの方法だと思うんですよ。だから、患者をふやしていく方法も、やっぱり考えるべきだと。ただ町の施政ありきじゃなくて、患者をいかに、極端に言えば他町村からも獲得するような方法、患者をいかに獲得していくか、その方法もやっぱり考えるべきだろうと思うんですが、副町長はいかがでしょうか。

（「私から」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

この診療所に変わり、訪問看護を実施するということに関しましても、医師含め、皆様にはっきりと、今のような趣旨も踏まえてお話をいたしました。一気にふえることではないんですが、今、民間だったり、向こうはこうだよというふうな比較論では申し上げませんが、もっと町民の主治医的な意味合いでやる必要があるのではないかと、おっしゃったみたいに待ち的な、待ちの構えの医療機関ではなくて、やはりこういうふうに一生懸命包括の

ことを、または看護師が行って一緒に出かけること、そして訪問看護をすること、それらのことによって、外来的な意味の方々もおいでいただけるのではないのかなというふうに思っております。そのことはきつく、ある意味では、先ほど言ったことは基本的な考えとは別ですが、管理者としての責任でもって、このままではだめですということをはっきりと医師等にもお話をさせていただきます。

まずは、かといって、今だめだからそっちへ行けというような感じにはなり得るわけに、お医者さんやそういう方々ですから、そういうわけにはいきませんので、あくまで今は下地として、ここからスタートをして、そういうふうに伸びていくように考えてくれと。他町村からとまでは言葉は使いませんでした、もっと大勢の患者さんがいらっしゃるのであれば、親しみを持って六戸の町立病院に来てくれるように、まさにお話するように、あそこの病院があるから安心するんだよというような気持ちを持っていただける、または行って幾らか安心したよとか、そういうふうに思えるような病院になれば、診療所であれば幸いだなというふうに思っておりますので、それらを含めてのお話をしながらスタートしようとしているのが訪問看護だと、事業を含めた、今の診療所であるというふうに捉えていただければありがたいなというふうに思います。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

わかりました。

29年度は、診療所になりましたので、成果を上げていただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

ここで、建設下水道課長から、下水道新規加入件数について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

建設下水道課長。

建設下水道課長(小林 章君)

先ほど、議案第25号の下水道事業特別会計の予算の審議の中において、下田委員さんのほうから新規加入についてのご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

27年度末の数字になりますが、新築や住宅の建てかえ等で公共下水道に新規に加入、接続した方の件数が22件あります。そのうち、浄化槽を使って処理していた方が、下水道に接続したという件数が5件になります。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

以上をもちまして、当予算特別委員会に付託されました平成29年度予算関係議案8件の審査が全て議了いたしました。

審査の結果は、いずれも原案可決であります。

つきましては、3月9日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この2日間、委員各位のご協力により、予算特別委員会委員長の職務を果たすことができました。心から厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会（午後 0時26分）